

千葉県いすみ環境と文化のさとセンター設置管理条例

平成六年十二月二十二日
条例第三十七号

改正 平成一七年一〇月二五日条例第八三号 平成一七年一〇月二五日条例第一〇一号
平成二一年 七月一七日条例第四八号

千葉県いすみ環境と文化のさとセンター設置管理条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県いすみ環境と文化のさとセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 県は、県民が身近に接することができる自然及びこれを育んできた文化とふれあう機会を提供することにより、県民のこれらの自然と文化に対する理解を深め、もって自然環境の保全に関する思想の普及に資するため、千葉県いすみ環境と文化のさとセンター（以下「センター」という。）をいすみ市大字万木二千五十番地に設置する。

一部改正〔平成一七年条例一〇一号〕

（業務）

第三条 センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 博物展示施設、生態園、昆虫広場その他施設の提供
- 二 小動物及び植物に関する資料の展示
- 三 自然観察会その他の自然と文化に親しむ行事の実施
- 四 その他センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

一部改正〔平成一七年条例八三号〕

（指定管理者による管理）

第四条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、センターの管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成一七年条例八三号〕

（業務の範囲）

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務とする。

追加〔平成一七年条例八三号〕

（行為の許可）

第六条 センター内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物の販売、業として行う案内、写真若しくは映画の撮影若しくは物の貸付けその他の営業行為又は物の頒布、募金若しくは興行その他これらに類する行為をすること。
- 二 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのためセンターの全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 前各項の規定による許可には、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

一部改正〔平成一七年条例八三号〕

（許可の取消し）

第七条 指定管理者は、前条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 前条第三項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

一部改正〔平成一七年条例八三号〕

(管理の基準)

第八条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

全部改正〔平成一七条例八三号〕

(知事による管理)

第九条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第六条の許可が含まれるときに限る。）における同条及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第六条第一項各号列記以外の部分及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例四八号〕

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七条例八三号・二一年四八号〕

附 則

この条例は、平成七年一月四日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第八十三号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の千葉県いすみ環境と文化のさとセンター設置管理条例第四条の規定により知事がした行為の許可又は知事に対してした申請は、この条例の施行の日以後における改正後の千葉県いすみ環境と文化のさとセンター設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第六条及び第七条の規定の適用については、改正後の条例第四条に規定する指定管理者がした行為の許可又は当該指定管理者に対してした申請とみなす。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第一百号抄）

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 （前略）第三十二条（中略）の規定 平成十七年十二月五日

二～四 （略）

附 則（平成二十一年七月十七日条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行する。